

会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度 第2回 枚方市上下水道事業経営審議会
開 催 日 時	令和2年1月20日（月） 10時00分から12時00分まで
開 催 場 所	枚方市上下水道局管理棟4階 大会議室
出 席 者	真山会長、八木副会長、笠原委員、西園委員、清水委員、畑委員 飯尾委員、福島委員、谷野委員、實松委員
欠 席 者	浦上委員
案 件 名	1. 水道料金等の制度見直し（素案）について 2. 枚方市下水道整備基本計画策定の進捗状況について 3. 水道事業 経営評価について 4. 下水道事業 経営評価について 5. その他
提出された資料等の 名 称	資料1 水道料金等の制度見直し（素案）について 資料1-1 現行制度と見直し（素案）の水道料金表 資料1-2 現行制度と見直し（素案）の比較 資料2 枚方市下水道整備基本計画策定の進捗状況について 資料3 枚方市上下水道局 経営評価について 資料4 平成30年度 水道事業 経営分析表 資料4-1 平成30年度 水道事業 経営分析表（参考資料） 資料5 平成30年度 水道事業 基本施策評価表 資料6 平成30年度 下水道事業 経営分析表 資料6-1 平成30年度 下水道事業 経営分析表（参考資料） 資料7 平成30年度 下水道事業 基本施策評価表 当日配付資料 参考資料 水道料金等制度の見直し内容への主な意見 とその対応について 当日配付資料 上下水道局 出席職員等一覧
決 定 事 項	1. 「水道料金制度等の制度見直し（素案）」について説明を受け、内容 が妥当であることを確認した。 2. 「枚方市下水道整備基本計画策定の進捗状況」の概要について説明 を受け、内容が妥当であることを確認した。 3. 「平成30年度水道事業・下水道事業経営分析表及び基本施策評価表」 の報告を受け、内部評価のとおり了承した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開

傍 聴 者 の 数	2人
所 管 部 署 (事 務 局)	上下水道経営部上下水道経営室 (総務担当)

1 開 会

真山会長： 　ただ今から、令和元年度 第2回枚方市上下水道事業経営審議会を開催いたします。

　まず、事務局から連絡・報告事項をお願いします。

事務局： 　委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

　それでは、まず、委員の出席状況をご報告いたします。

　本審議会の委員総数は、11名でございます。

　本日は、10名の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第7条第2項の規定により、本日の会議が成立していることをご報告いたします。なお、浦上委員からは、本日欠席のご連絡をいただいております。恐れ入りますが以後、着座にて進めさせていただきます。

　次に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日、改めて資料一式をご用意させていただいております。それでは、確認をさせていただきます。

　まず、「次第」、

　次に、資料1「水道料金等の制度見直し（素案）について」

　次に、資料1-1「現行制度と見直し（素案）の水道料金表」

　次に、資料1-2「現行制度と見直し（素案）の比較」

　次に、資料2「枚方市下水道整備基本計画策定の進捗状況について」

　次に、資料3「枚方市上下水道局 経営評価について」

　次に、資料4「平成30年度 水道事業 経営分析表」

　次に、資料4-1「平成30年度 水道事業 経営分析表（参考資料）」

　次に、資料5「平成30年度 水道事業 基本施策評価表」

　次に、資料6「平成30年度 下水道事業 経営分析表」

　次に、資料6-1「平成30年度 下水道事業 経営分析表（参考資料）」

　次に 資料7「平成30年度 下水道事業 基本施策評価表」

　次に、当日配付資料 参考資料「見直し内容への主な意見とその対応」

　次に、当日配付資料 「上下水道局 出席職員等一覧」

　をお配りさせていただいております。資料の不足等はございませんでしょうか。

　なお、本日は、事務局及び説明担当課職員、上下水道局課長級以上の全職員が出席させていただいておりますが、時間の都合から、誠に失礼ながら、職員紹介は、省略させていただきます。

　次に、本審議会の公開・非公開につきまして、ご確認をさせていただきますと思います。

　公開の場合は、本審議会の傍聴を認めることとなります。

審議会条例第8条第1項に基づき、審議会の会議につきましては、原則公開することとしております。

また、同条ただし書きにより、非公開とすることができる場合もございますが、今回のご審議いただきます案件につきましても、これまでの審議会と同様、非公開にできる事項には該当しないことから、「公開」が適切かと考えております。

これらのことから、公開の取扱いとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

特にご異議がないようですので、本審議会は公開するものとさせていただきます。

それでは、傍聴希望者の確認をさせていただきます。

それではここで、傍聴希望者に入場していただきます。(2名入場)

次に、本審議会の会議録でございますが、これまでと同様に、発言委員名の記載、発言内容の全文筆記に近い要約筆記で作成し、公表させていただきます。また、会議録を正確に作成するため、会議内容の録音をさせていただきます。会議録の作成等につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

それでは、会長、よろしく申し上げます。

2 案 件

真山会長： それでは、ここからは私のほうで進行させていただきます。
それでは、次第に従いまして議事に入ります。
まず案件の(1)水道料金等の制度見直し(素案)について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、(1)水道料金制度の見直し(素案)について、ご説明します。
<水道料金制度の見直し(素案)について説明>

真山会長： ただいま、ご説明いただきましたのは、市の方で検討されました水道料金制度等の見直しの素案ですが、これまで本審議会では新しい料金制度の考え方、枠組みについてご議論いただきまして答申し、それに沿って市のほうでは新しい料金制度の素案を検討されたということでございます。

本審議会でご答申いたしましたのは、新しい料金制度の基本的な考え方と枠組みで、具体的な料金の設定につきましては市の方に任せるというかたちで答申したわけでありまして。

前回の本審議会では、答申の内容にほぼ沿った形で料金制度の見直しの基本的な考え方等が示されまして、それを了承したわけございま

す。本日説明のあったのは料金設定を含めた料金制度の素案ということです。

本審議会としては、新しい制度に移行する中で、基本水量の廃止ということを盛り込んでおりました。これを実施するといわゆる8 m³以下の料金が大幅に変わる恐れがあるということで、この点については大きな変動がないよう配慮することを求めています。

素案では、8 m³の使用では全く変わらないとなっておりますので、この点については本審議会の意見、要望を反映いただいているかと思えます。それ以外につきましても、色々と配慮されていると思えますが、具体的な料金について、この金額が良い悪いということは本審議会の審議事項ではないと了解しております。素案については、今後考えていかなければならない水道料金の課題について、十分反映しきれていない部分もあると思えます。そういう意味で新しい料金制度の中で今後の課題としてさらにこういうことを検討すべきであるとか、或いは制度を新しく変えるということで広く市民の皆様に周知するにあたり、どういう部分を注意しなければならないか、そのあたりを中心にご意見をいただければと思えます。

それでは素案につきまして、何かご意見ご質問などございましたらお願いします。

實松委員：

1つ目は、市民に周知する際に少し気になることとして、現行制度の従量料金の水量区分の「31 から 50 m³」と「51 から 100 m³」の単価の差が、他の水量区分での差より大きいのはどういう理由なのか。これが新制度においても同様に継承されるようなので、市民がここに疑問をもたれた際にはきちんと納得のいく説明をできるようにしておいていただきたいと思えます。

次に2つ目は、特殊な料金制度のみなし口径制度について、「事業を廃止していることが客観的に認められる場合」とは、具体的にどのように確認するのか。

事務局：

1つ目について、現行の水量区分では、おおよそ50 m³までを小口使用者、51 m³以上を大口使用者として単価設定しているため、単価差が生じているものです。

次に2つ目については、検討中の段階ですが、現在その事業を廃止していることがわかる証明書等の提示や本市検針員の現地確認、または本人の申し出等を想定しております。

谷野委員：

地下水利用者への対策として、大口使用者割引制度を検討中とされているが、地下水利用が料金収入に与えている影響や水需要の喚起の重要性からも早期に実施すべきではないか。

事務局： 今回の口径別料金の導入により、大口径は口径に応じた相応の維持管理費の負担につながり、地下水利用者への一定の対策となりますが、口径別料金の導入による料金収入の推移を見極めた上で、できるだけ早期の導入に向け検討を行います。

真山会長： 他にご質問、ご意見はないようです。本日、事務局からご説明いただきました素案については、答申に基づいた基本的な考え方のもと、つくっていただいた料金設定案として報告を承ったと考えたいと思います。今後、これに基づいて様々な決定の進捗を進めていかれると思いますが、特に8 m³を使用する場合は現行制度から変更がなく、もちろん8 m³よりさらに使用水量が少ない場合は、今より料金が安くなるわけですが、標準的な20 m³を使用される場合でも12円の差はありますが、小口の利用者は新制度実施後も大きな変更がないものと思います。

一方で大口径については、今回新たに口径別の基本料金を設定したことにより大口径の契約をしている企業・事業者におかれては、大きな増額となるケースも出てくるかと思えます。もちろん特殊な料金制度ということで大きく変動が出る利用者に対しては配慮されているわけではあります。全てに上手く適用されるというわけにもいかないケースも出てくるかと思えます。そういう意味で大口径の利用者を中心に新しい料金制度によって負担が増えることが起こりうるかと思えますので、できるだけ制度実施前には丁寧にわかりやすく説明していただくことが必要かと思えます。特に大口径で影響を受ける企業、事業者はそこまで多くはないかと思えますので、できる事であれば直接行って説明するぐらい、丁寧な説明をしていただければ良いかと思えます。

それでは、次の案件（2）枚方市下水道整備基本計画策定の進捗状況についてです。

事務局からご説明お願いいたします。

事務局： それでは、案件（2）枚方市下水道整備基本計画策定の進捗状況について、ご説明させていただきます。

<枚方市下水道整備基本計画策定の進捗状況について説明>

真山会長： ただいまご説明のありました下水道整備基本計画策定の進捗状況につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

八木委員： 重点項目3の雨水整備について、資料2にありますとおり、基本方針では貯留・浸透施設の活用とありますが、この点については特に新たな計画や新たに整備するなどのお考えはないのでしょうか。管渠で排除するという事は基本だと思えますが、前回にもご説明いただきましたとおり、10年確率、最近はそれ以上でゲリラ豪雨のようなものが増加して

いるということで、貯留やその他の方法で対応するというようなお話をいただいたと思いますが、この点についてコメントいただけますか。

事務局：

貯留・浸透施設につきましては、現状、楠葉地区やさだ地区で大規模な貯留管の整備を進めています。一方で雨の降り方が変化しているという状況がありますので、これまでの流す計画から貯めるという手段も有効なものと認識しております。具体的にこの地区に何m³という計画はございませんが、地域特性に応じた対策を進めており、例えば公共公益施設における貯留なども含め、適宜検討を進めていきたいと考えております。

谷野委員：

同じく重点項目3の雨水整備について、今、さだ地区などで進めているというお話の中で、70%というレベルもありますが、地域によっては10%という低い地域もあり、こういう極端に低い地域については、重点的に何かを実施するなどのお考えはありますでしょうか。

事務局：

資料にあります延長ですが、10年確率降雨に対応する延長ということでして、この中には含まれておりませんが、5年確率降雨で整備できているものもあります。あるいはまったく整備ができていないわけではなく、既存の施設があるものもございますので、そういったものの能力はしっかり評価していく必要があると考えております。

一方で全ての地域を均等に整備していくことは困難な状況でございますので、浸水頻度が高いところなどを優先的に整備を進めていきたいと考えております。

笠原委員：

3. 基本的な考え方の重点項目1の(2)にある污水管渠の劣化予測の図ですが、これはおそらく現状の管渠の耐用年数の残年数から計算されていると思います。50年後に50%が劣化で、何らかの対応が必要ということと思いますが、今の進捗状況として、年間污水管渠に関して何%ずつ更新が進んでいるのでしょうか。

事務局：

污水管渠の総延長が約1,000キロという状況がありまして、委員よりご指摘いただいた具体的な進捗数値は現在持ち合わせていませんが、長期的な見通しとしては、全ての管渠を改築して0%にしていくことは困難と考えており、現状の緊急度Ⅰ、Ⅱの管渠をこれ以上増やさないような進め方で老朽化対策に取り組んでいきたいと考えております。

真山会長：

計画案を現在策定中ということで、最後にある今後のスケジュールとしては令和2年度中に策定ということで本審議会としては今の予定では今年の8月、来年1月にご検討いただくこととなっております。現状

ではこのような考え方、手順で計画を策定するということをご了解いただけますでしょうか。(異議なし)

ありがとうございます。では本案件については以上とさせていただきます。

それでは、続いては、案件(3)水道事業経営評価についてです。事務局からご説明お願いいたします。

事務局： それでは、続いて案件(3)水道事業経営評価について、ご説明させていただきます。

<水道事業経営評価について説明>

真山会長： ただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

笠原委員： 経営分析⑦の施設利用率ですが、ご説明いただいたとおり人口の減少、節水機器の普及で水の使用量が年々減っていくことから、利用率が低くなっていることは理解しておりますが、ここは1日平均の配水量を分子にして算定されています。平均使用量になりますと季節変動が起きやすくなりますので、最大稼働率、1日最大配水量を分子にしたデータをお持ちであれば、同様な減少傾向にあるのか教えていただきたいと思っております。

事務局： 施設稼働率は分母に配水能力20万トン、分子に平均配水量となっております。配水の能力は、実際に必要な配水量より余剰をみて設定しています。そこから考えますと100%となることはございません。国の指標で1日平均配水量を分子にとりとなっておりますので、このデータを作成しておりますが、もちろん説明させていただいているとおり減少傾向を示しております。

1日最大配水量を分子とした場合についても、詳細なデータは持ち合わせていませんが、社会情勢や生活習慣の変化などから、年々1日最大配水量のピークは減少してきており、総配水量も少なくなっておりますことから、同様に減少傾向となると考えます。

八木委員： 1日最大配水量や1日平均使用水量、負荷率にも関係すると思っておりますが、それからラインを止めることを考えた上の施設能力の余裕について、大阪府下全体で議論でもよくでておりますが、施設のダウンサイジングの傾向があり、枚方市の場合は13万 m^3 分であると思っておりますが、これは余裕なのか余剰なのか過剰なのか数値的な根拠はありますか。また、現場の感覚として、現状の施設規模が必要であるのか、あるいはダウンサイジングもあり得るのかのお考えをお伺いします。

事務局：

今まで水道事業の施設の更新は人口増加を前提として、余剰をみた施設稼働能力を設定していましたが、現状は給水人口の減少により、本市においても施設の規模縮小が必要と認識しております。規模を縮小するにあたっては、実施時期の見極めが重要であり、耐用年数を考慮し、適切なタイミングで実施することが必要となるため、今後施設の更新期間である 50、60 年に 1 回は規模縮小の方向性を検討し、適正な施設稼働能力となるよう施設運営を図っていきます。

清水委員：

経営分析表⑤の料金回収率は、高い水準を維持されており、給水にかかる費用を給水収益で賄えており、また⑥の給水原価についても類団平均を大きく下回っており、適正な費用の充て方をされ、費用を抑えるようなかたちで健全な運営をされていると思います。一方、老朽化の状況を見ると管路の経年化率は類団平均を少し上回った状況で推移してきているという中で、大阪北部地震の影響により平成 30 年度は少し管路の更新が下がっている状況でございます。中宮浄水場を含め、浄水設備の更新もありますけれども、引き続き管路の耐震化対策を世代先送りせずに進めていただきたいと思います。

また、今回の経営分析においては類団平均と比較されているが、枚方市規模の大きな事業者と比較するとどのような数値となるのか。

また、④企業債の残高は 3.5 倍と思うようには減っておらず、全国的には 2.5 倍と右肩下がりで減ってきているが、最終的にはどれくらいまでを目標値としていますか。

事務局：

類団平均は、本市と類似している規模、人口レベルの団体の平均でございます。

また、企業債残高につきましては約 200 億でございます。これは類団と比較すると低くなっており、水道料金が類団より低いことにより、給水収益の 3.5 倍という数値となっております。

今後の目標は、具体的な数値はございませんが、中宮浄水場の更新事業を控えている中で、財源確保に努めるとともに、企業債の現在高も当面は増える可能性はありますが、計画的な起債に努めていきたい。また、料金制度の見直しを含め、経営戦略に基づき、健全な経営を図っていきます。

真山会長：

経営分析につきましては、現状ではおおむね健全ですが、今後を考えますと老朽化対策等、なお一層の健全化の取り組みが必要という、総括の内容をご理解いただけたということによろしいでしょうか。(異議なし)

では、引き続き、基本施策評価表の説明をお願いします。

事務局： それでは、引き続き、基本施策評価表について、ご説明させていただきます。

<基本施策評価表について説明>

真山会長： 委員の皆様からご質問・ご意見などありますでしょうか。

福島委員： 2点質問します。1点目は、施策評価表 10 の今後の方向性のところで、目視による点検を実施すると記載されていますが、今後例えば、ドローン使用したカメラで点検するという計画がありますか。

次に2点目は、同表 11 でライフサイクルコストについて記載されておりますが、昨年 12 月に新聞で見ましたが、吹田市で給水管を活用したマイクロ発電が紹介されておりました。マイクロ発電を民間業者に委託すれば、市の財源負担は必要なく実施できる事業となると思いますが、現在、枚方市でそのような実施計画はありますでしょうか。

事務局： 1点目の水管橋の調査ですが、市内約 302 か所の水管橋がございまして、目視による調査を行っておりますが、今のところドローンによる調査は予定しておりません。

事務局： 2点目のマイクロ発電については、吹田市が整備された施設については把握しており、業者を通じ、同じような検討をさせていただきました。業者確認の中でも、また本市としても良い水圧や高低差のある場所はありませんでした。また、ポンプの圧送などが使用できないかを検討しましたが、実施が困難であると判断しました。同様の検討が国の方でもされており、本市はモデル地区の対象となりましたが、実施可能な施設がなく、今の技術ではマイクロ発電は実施できないという状況でございます。今後、新技術の導入により、実施できる機会があれば検討を行っていきたいと考えております。

真山会長： 他に何かございますか。水道事業の基本施策評価としては、総括の内容でご了解いただいたということですのでよろしいでしょうか。（異議なし）

では、引き続き、案件（4）下水道事業の経営評価の説明をお願いします。

事務局： それでは、続いて案件（4）下水道事業経営評価について、ご説明させていただきます。

<下水道事業経営評価について説明>

真山会長： それではここまでのところでご質問・ご意見などございますでしょうか。

笠原委員： 水道事業も同様でしたが、管路の更新事業が大阪北部地震の影響で更新率が下がったと説明いただきましたが、これは用意していた費用が更新事業に充てられなくなったのか、または業者が多忙となり対応できなくなったということなのか要因の説明をお願いします。

事務局： 平成 30 年度では水道・下水道両事業におきまして、更新事業を予定しておりましたので、予算化もしておりました。大阪北部地震が発生したことにより、事業自体が当該年度に実施できず、令和元年度に繰り越して実施しているものが多くございます。実際には実施できた事業もございしますが、ほとんどの事業が令和元年度へ繰り越したことから、この理由を記載させていただきました。

真山会長： 他に質問などよろしいでしょうか。
では、引き続き、基本施策評価表の説明をお願いします。

事務局： それでは、引き続き基本施策評価表について、ご説明させていただきます。
<基本施策評価表について説明>

真山会長： ただいまご説明いただいた内容について、ご質問・ご意見ありますでしょうか。

飯尾委員： 最後の総括の 2 つ目のところで国の交付金の確保に努める必要がありますと記載されていますが、今年、国土交通省で雨水対策の関係で個別補助金の動きであるとか、2～3 年前から財務省の財政審議会で、汚水処理経費の再構築について補助金はいかかなものかという動きがあったと思いますが、これについてはどのように考えておられるのか参考にお聞かせください。

事務局： まず、個別補助金につきましては、本市の楠葉地区で実施しております雨水貯留管整備事業を下水道床上浸水対策事業として個別補助金を充てて事業を進めさせていただいております。財政審議会については、たしかに汚水事業についてはその維持管理費は、受益者負担とすべきとの答申がありましたので、今後、維持管理・改築に交付金がつかなくなる可能性がありますので、できるだけ速やかに改築を進めていかなければならないと認識しております。

真山会長： 下水道の事業の施策評価につきましては、1 番目の「○」については平成 30 年度の大阪北部地震の影響で予定どおり事業ができなかったことによるものですが、これについては単年度限りの特殊事情であると理

解できると思います。

経営分析、施策評価ともに事務局でまとめていただいた分析および総括が妥当というご理解でよろしいでしょうか。(異議なし)

下水道事業に関しては以上とさせていただきます。

それでは、案件(5)その他について説明をお願いします。

事務局：

令和元年度の審議会につきましては、本日の第2回をもって終了とさせていただきますと存じます。

なお、現在、委員の委嘱期間につきましては、令和2年3月末までとなっております。

市民委員におかれましては公募という形式ですので、改めて公募をさせていただくこととなりますが、各専門分野からの選出につきまして、事務局といたしましては、引き続き、ご就任いただきたく、後日、改めて選出団体へご依頼をさせていただく考えでございます。

何卒、ご理解のうえ、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

真山会長：

ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現委嘱期間における審議会については、本日で終了ということですので。

後日、改めて新たな期間の委嘱依頼があるということですので、ご協力をお願いします。

それでは、本日予定していた案件については、以上で終了となります。事務局をお願いします。

事務局：

正副会長をはじめ委員の皆様のご協力により、円滑に議事を進めることができました。誠にありがとうございました。

委員の皆様には、大変貴重なご意見やご提案をいただいたと受け止めています。

本日は有り難うございました。

以上で、散会とさせていただきます。